

# 山 口 県 警 察 街 頭 防 犯 カ メ ラ 設 置 補 助 金 交 付 ガ イ ド ラ イ ン (第 2 訂)



山 口 県 警 察 本 部  
生 活 安 全 企 画 課

## 第1 はじめに

### 1 策定の目的

このガイドラインは、山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事項の解釈や運用について定め、補助事業により設置される防犯カメラが適正に運用されることを目的に策定するものです。

### 2 防犯カメラとプライバシー

防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には犯人の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に大きな役割を果たすものです。

その一方で、被撮影者のプライバシーを侵害することがないように、十分配慮する必要があります。

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に定められている個人情報として保護の対象となっています。

要綱に基づき設置された防犯カメラは、犯罪の抑止などを目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意することが必要です。

## 第2 用語の定義

### 1 街頭防犯カメラとは（要綱第2条、第3条関係）

要綱に基づき設置された防犯カメラは、要綱だけでなく、このガイドラインに規定された事項についても遵守し、適切に運用していただきます。

要綱に定める防犯カメラとは、県民に不安を及ぼす広域的な犯罪をはじめとした各種犯罪の発生を抑止する目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、録画機能（ビデオ、DVDレコーダー、HDD等）を有するものをいいます。

す。

なお、設置する防犯カメラについては優良防犯機器認定制度（R B S S）を受けたものを推奨します。

スペックの低い防犯カメラについては、補助金の交付を受けられない場合があります。200万画素以上の防犯カメラを推奨します。

設置する防犯カメラのメーカー等について、警察が特定のものを推奨することはできませんが、一つの判断基準として、公益社団法人日本防犯設備協会が認定する「優良防犯機器」があります。一般社団法人山口県防犯設備士協会が取り扱っており、設置に関する相談にも応じていただけます。

## 2 画像の面積の判断基準について（要綱第3条関係）

要綱第3条第2号に規定する「画像の面積がおおむね2分の1以上」とは、撮影された場所をモニターで確認した場合、そのモニターを目視した警察職員が、一見してモニター上の画面の半分以上の投影部分を「公共空間」が占めていると判断できる場合をいいます。

例えば、モニターの画面上やモニター画面をプリントしたもの等で詳細な面積計算等を用いて確認しなければ判断できないような場合は、仮にその後の正確な計測で撮影されている場所の2分の1以上が公共空間であることが証明できたとしても、警察職員が現地確認に訪れたその場で判断できなければ、「おおむね2分の1以上」には該当しないものとします。

したがって、おおむね2分の1以上であるかどうかの判断は、現地調査に赴いた警察職員の確認に基づき、県警察が判断します。

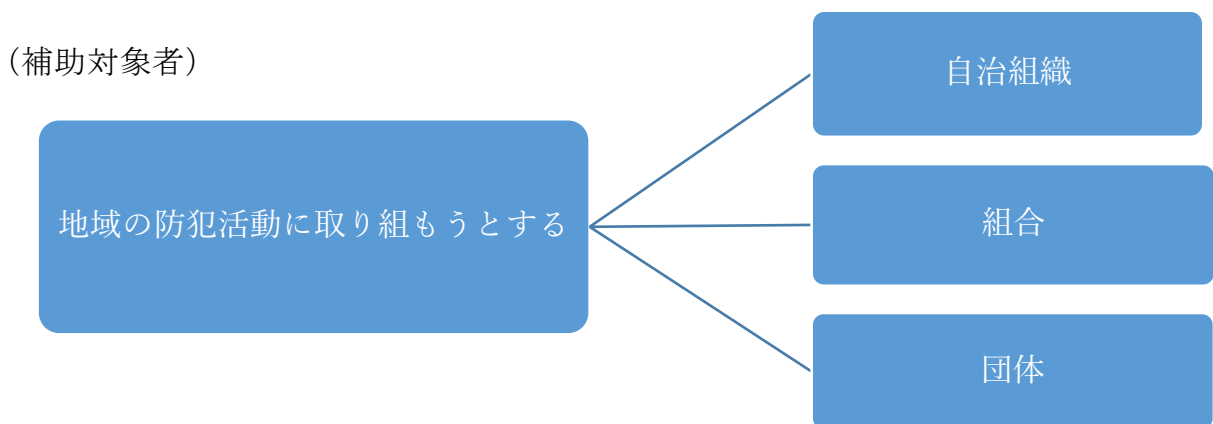
また、魚眼レンズ等により撮影されたものなど、特定の部位を極端に歪めて公共空間が2分の1以上の面積に達するようにしている場合は「おおむね2分の1以上」に該当するとは判断しません。

なお、「公共空間」とは、道路、公園、駅前広場等の不特定多数の者が利用する場所のことをいい、公共空間の定義の中には、この補助金制度で設置するカメラによって、撮影されることを承諾した個人の居宅等を含みます。また、申請者に

よって撮影する場所は千差万別であることから、列挙されたもの以外のもので、公共空間に該当するか否か疑義のあるものについては、申請の都度、県警察において個別に判断します。

### 3 補助対象者（要綱第4条関係）

- (1) 「地域住民により構成される自治組織」とは、地域自治組織又はいわゆる住民自治組織としての町内会、自治会、町会等をいいます。
- (2) 「組合又は団体」とは、
  - 既存の組織又は新設される任意の組織であること。
  - 規約又はこれに類する何らかの明文規定によって組織の存在が明確にされていること。
  - 明文規定があるだけでなく、実在する組織であること。の全てを満たす組織をいいます。



(例) 町内会、自治会、町会、自治協議会、連合自治会、まちづくり委員会、商店街組合等

### 4 補助対象経費及び補助率（要綱第6条関係）

- (1) 補助対象経費は、新たな防犯カメラの購入と設置工事等に要する以下に掲げる経費です。

したがって、防犯カメラを貸借した場合のリース料や電気料金等の維持管理経費は対象外とします。

ア 防犯カメラ、録画装置、防犯カメラと一体として機能する機器の購入費及び設置費用

イ 専用ポール、ケーブル等を含む防犯カメラ周辺設備の購入費及び設置費用

ウ 防犯カメラの設置を示すプレートの購入費及び設置費用

(2) 補助率は、補助対象経費の4分の3以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

(3) 補助額は、防犯カメラ1台につき25万円を上限とします。

また、1自治組織等につき100万円を上限とします。

#### 補助額（例）

補助対象経費 ※消費税込み	計算式 補助対象経費×3/4	補助額 ※1,000円未満の端数は切り捨て
250,000円	$250,000 \times 3/4 = 187,500$	187,000円
300,000円	$300,000 \times 3/4 = 225,000$	225,000円
350,000円	$350,000 \times 3/4 = 262,500$	補助額の上限 250,000円

### 第3 手続等

#### 1 申請手続（要綱第7条関係）

補助金の交付の申請をする場合は、要綱に従い、別記第1号様式「補助金交付申請書」に関係書類（事業概要、見積書の写し、設置場所の写真・図面等）を添えて提出してください（別添記載例、申請時の添付書類参照）。

なお、申請先（事務手続）は、山口県警察本部生活安全企画課です。

また、本補助金は市町が行っている街頭防犯カメラ設置補助金交付事業との併用はできませんので、防犯カメラ設置場所が当該市町である場合には、当該市町に対し、申請者に関する情報を提供する場合があります。

※ 見積書は、以下の事項の記載が必要です。

日付、宛名（自治会等名）、発行元、製品名、規格、金額（消費税込、別が

分かるように)、消費税

## 2 申請期間（要綱第7条関係）

申請期間については下記のとおりですが、予算の執行状況によっては、期間を短縮又は延長しますので、早めに申請してください。

令和7年4月15日（火）から同年9月1日（月）まで

## 3 防犯カメラの耐用年数（要綱第9条関係）

防犯カメラの耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の「器具及び備品 2 事務機器及び通信機器」の「インターホーン及び放送用設備」の「6年」を適用します。

したがって、設置から6年間が経過する前に、交付の目的に反する使用や廃棄等する場合には、知事の承認を受けなければなりません。

設置から6年間、1年に1回は保守点検等を行ってください。

## 第4 年度内執行の原則

補助金の交付を受けるためには、防犯カメラの設置が完了しているだけでなく、その年度内に警察職員が行う事業完了の確認検査も終了していなければなりません。

確認検査では防犯カメラが直ちに録画できる状態であることはもちろん、「防犯カメラ作動中」の看板設置等、全ての工事が終了していることが必要です。

申請期間は9月1日までとしていますが、申請受理後は、

- ・ 警察における事前審査
- ・ 事前審査の結果を受けてからの工事の実施
- ・ 工事の完了
- ・ 警察における確認検査

といった手順を踏んでいくため、全ての工程が終了するまでに3か月以上かかる場合もあります。

そのため、工事等のスケジュールが間に合わなかった場合、補助金を受けられないことが想定されますので、申請はできるだけ早めに行っていただきますようお願いし

ます。

## 第5 事業実績報告書の期限内の提出

補助事業が完了したときは、当該完了日の翌日から起算して

30日を経過する日

又は、

令和8年3月2日（月）

のいずれか早い日までに、要綱に規定する別記第5号様式「事業実績報告書」及び必要な添付書類を速やかに提出してください。

期限内に事業実績報告書等を提出していただかないと、補助金の交付決定が取り消され、補助金を受けられない場合があります。

なお、補助事業が完了した日とは、設置工事と申請者が行う完成検査が完了し、領収書、請求書等により実績額が明らかになった日とします。

※ 領収書は、以下の事項の記載が必要です。

日付、宛名（自治会等名）、発行元、製品名、規格、金額（消費税込、別が分かるように）、消費税

## 第6 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

### 1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置又は運用する者（以下「補助対象者」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止します。

目的を逸脱した利用とは、例えば、特定の場所だけを撮影する場合や特定の場所や人を監視する場合などをいいます。

### 2 設置場所と撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してもよいというものではありません。補助対象者は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、撮影場所、撮影方向等を定めることが必

要です。

### 3 防犯カメラ設置の周知

防犯カメラの設置に当たっては、防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示するなどして、防犯カメラが設置されていることを周知することが必要です。

### 4 管理責任者、取扱担当者等の指定

補助対象者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、取扱担当者等を指定し、機器の操作や画像データの確認等を行う者を限定するなど、指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

### 5 防犯カメラ運用開始の時期

防犯カメラの運用開始時期（防犯カメラを作動させて録画を開始する時期）については、補助金額確定通知書が発出された日以降としてください。

それまでは、電源は入れて構いませんが、録画された画像データの確認は行わないでください。

### 6 画像データの保存、取扱い

防犯カメラの管理及び運用に当たっては、適切な管理を行う必要があります。

そのため、防犯カメラの運用に関する規定を定めていない補助対象者については、「防犯カメラ設置・運用規程【参考例】」等を参考にして、設置及び運用に関する管理規程等を定め、適切な管理をしてください。

#### (1) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、毀損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するため、保存期間はできるだけ短期間とすることが必要です。長くとも1か月以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像データの保存はしないでく



ださい。

## (2) データの厳重な管理

- 録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）については、管理責任者や取扱担当者以外の閲覧や盗難防止のため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意してください。
- 防犯カメラ本体にSDカードを挿入して録画する場合は、SDカードが勝手に取り出せないよう盗難防止措置を施してください。
- モニターによる監視は行わないでください。
- インターネット回線等を利用する防犯カメラの場合、

レコーダーの記録媒体に録画するため、カメラとレコーダーの間のみで通信を行うもの

又は、

カメラ本体に録画した画像を確認する必要がある場合のみ、パソコン等と通信を行うもの

等とし、画像データの流出につながることはないよう、セキュリティ対策が万全なものでなければ補助の対象となりません。

## (3) データの消去

画像データを消去しないで放置すると、個人情報流出する危険性が高まります。保存期間が終了、又は保存の必要性がなくなった画像データは、破碎や裁断等の処理を行うなど、速やかに消去してください。

## (4) 備品の調達

防犯カメラ本体に録画した画像の確認を業者に依頼すると別途料金が発生する可能性があるため、画像確認に必要な機器は、申請団体において調達することを推奨します。

## 7 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよ

う、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用したり、第三者に提供したりすることはできません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 県民の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

(3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧・提供を求められた場合

また、画像データの提供に当たっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由等を記録するなどの基準を定め、適正に管理してください。

(「防犯カメラ設置・運用規程【参考例】」に基準例を記載しています。)

## 8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、あらかじめ苦情等に対する対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応してください。

## 9 現状に変更等が生じた場合の連絡

防犯カメラ設置後、現状に変更が生じた場合（設置場所の移転等）又は特異事案が発生した場合（盗難、破損等）には、速やかに山口県警察本部生活安全企画課へ連絡をお願いします。

## 10 引継ぎ等

自治会で防犯カメラを設置した場合、役員の交代等により管理責任者が変わる可能性があります、そのような場合は確実に引継ぎを行ってください。

## 11 撤去等

耐用年数を経過し、故障により防犯カメラとしての機能を有しなくなった場合等においては、そのまま放置することなく、撤去又は修理・更新するなどの対応をお願いします。

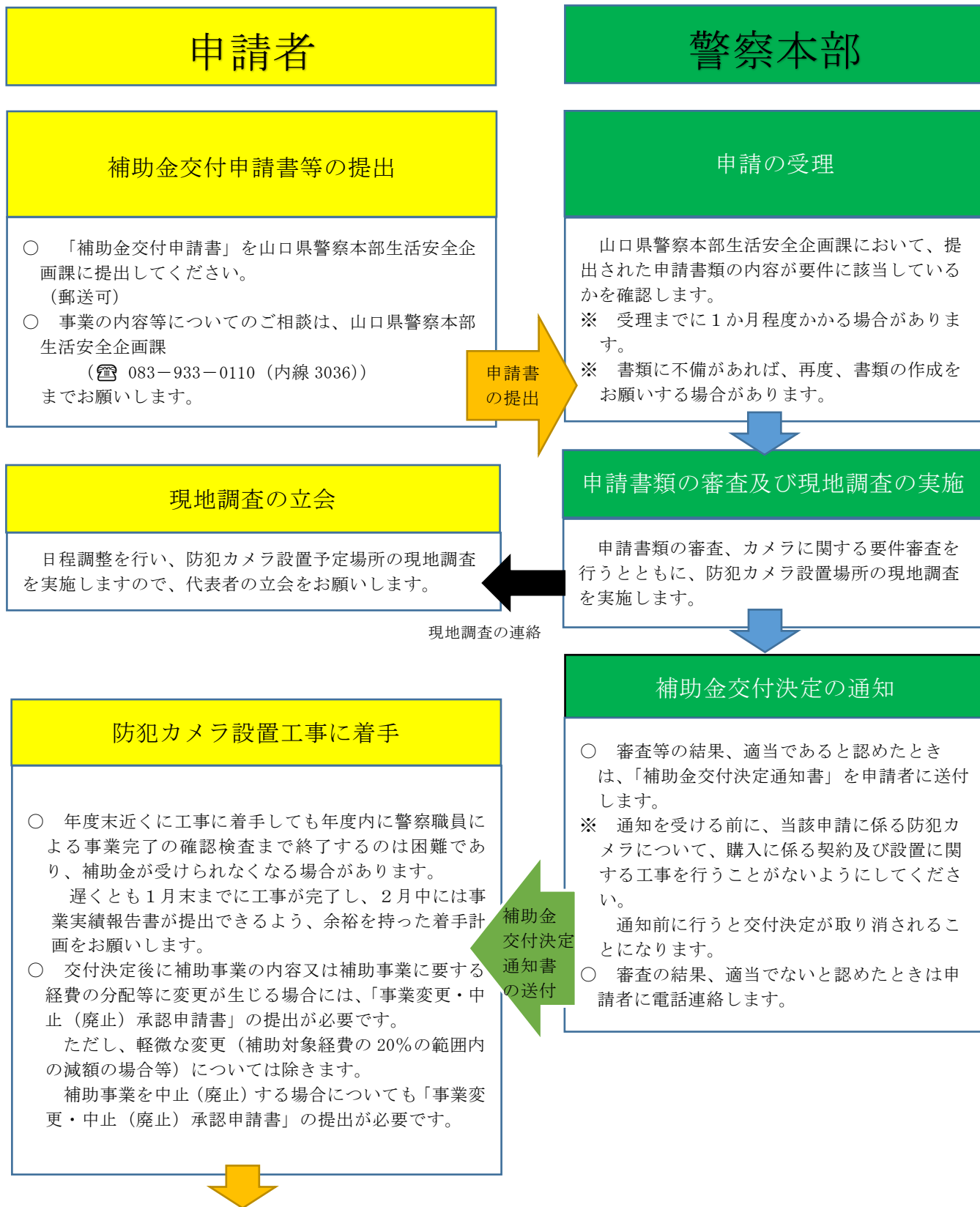
## 第7 おわりに

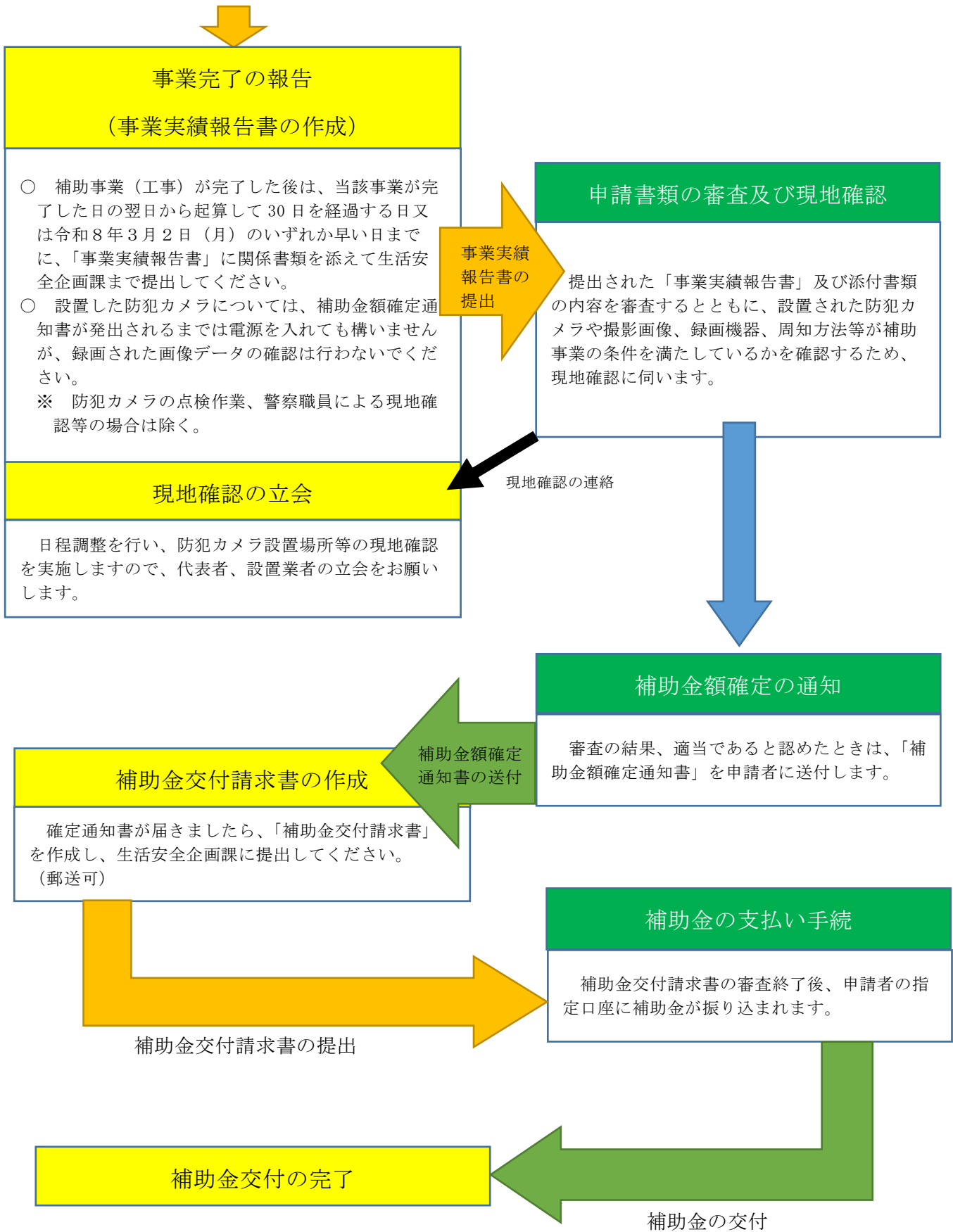
防犯カメラを設置することにより地域の防犯力の向上につながることを期待されます。

しかしながら、その一方ではプライバシーの問題もあり、防犯カメラで撮影することが無制限に許されるものではありません。

補助金を利用して防犯カメラの設置を行おうとする方々は、要綱とこのガイドラインを参考に、プライバシーに配慮した上で適正かつ効果的な活用をしていただきますようお願いします。

補助金交付手続のスケジュール





記載例

別記  
第1号様式（第7条関係）

提出日を記載

補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

山口県知事殿

事業の目的は、うそ電話詐欺などの広域で発生する犯罪をはじめ侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらい等地域の身近で起きている犯罪や子ども・女性に対する声掛け事案等地域住民が不安に思っている事案の発生を抑止する目的であることを記載してください。

※交通事故・違反防止、不法投棄の監視、施設管理等の目的では、本事業の目的と趣旨が違うため不可となります。

「代表者の役職・氏名」  
は自署

【申請者】

住所地・名称

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇市〇〇1丁目1番1号  
〇〇自治会

代表者の役職・氏名

自治会長 山口 太郎

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

【例】〇〇駅はうそ電話詐欺の犯人が利用する可能性があるほか、〇〇学校周辺では、子どもに対する声掛け事案が多く発生しており、地区住民も不安に感じていることから、犯罪等の発生を抑止する目的のため、地区内に防犯カメラを設置するもの。

2 設置の場所

〇〇市〇〇1丁目3番4号  
〇〇商店北側の壁面

3 設置の台数

1 台

別紙「山口県警察街頭防犯カメラ設置所要額調書」に基づき、適正に算定された額（「補助金額（C）欄の金額」）を記載。

4 補助金交付申請額

金 234,000 円

5 事業着手予定年月日

令和 〇年 10月 10日

補助金交付決定後に事業着手となるため、目安としては、申請書提出日のおおむね2か月後の日付を記載。

6 事業完了予定年月日

令和 〇年 12月 20日

「事業着手予定年月日」に記載した日以降の日付を記載

7 補助対象経費及び所要額

別紙「山口県警察街頭防犯カメラ設置所要額調書」のとおり

8 添付書類

別紙のとおり

別紙

見積額の全額（消費税込額）を記入してください。

### 山口県警察街頭防犯カメラ設置所要額調書

補助対象経費 (A)	選定額 (B)	補助金額 (C)
<b>【例】</b>  313,100 円	234,825 円 ※ A×3/4	234,000 円 ※1,000 円未満の端数は切捨て

- 「A」欄には、防犯カメラの購入・設置に要する費用の見積額の全額（消費税込額）を記入してください。
- 「B」欄には、「A」の額に4分の3を乗じて得た額を記入してください。
- 「C」欄には、「B」の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。  
ただし、上限はカメラ1台につき25万円まで、1自治組織等につき100万円までです。

#### 添付書類一覧

- 防犯カメラの購入に要する費用の見積書（写し）
- 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図
- 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類
- 防犯カメラを設置することについて必要である道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合にあっては、当該許可等を受けたことを証する書類
- 申請者が自治組織等の場合は、規約及び役員名簿（役員に係る住所及び生年月日が記載されたもの）

#### 【添付書類作成上の留意事項】

- 3 防犯カメラを設置する場所の現況写真**  
以下の写真が必要となります。
  - 防犯カメラ設置予定場所（全体が分かるように少し遠目から撮影した写真をお願いします。）
  - 設置予定場所の周囲（設置予定場所がどういう場所なのかを参考にするためです。）
  - 防犯カメラの撮影予定方向（撮影方向に問題がないかを確認するためです。）
  - レコーダー、プレートの設置予定場所
- 4 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図**  
住宅地図等を活用し、防犯カメラ、レコーダー、プレートの設置場所を地図上に記載するとともに、分かる範囲で撮影方向や撮影範囲についても記載してください。
- 5 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類**  
防犯カメラを設置する場所の所有者が、防犯カメラの設置工事業者やその関連企業であり、本書類作成が設置工事サービスに含まれる場合、申請者は補助金交付決定が通知されるまで事業に取り掛かってはならないため、交付申請書時には本書類を提出できないことになります。  
この場合、本書類の提出は補助金交付決定通知後、設置工事に着手する前に提出してください。
- 6 防犯カメラを設置することについて必要である道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合にあっては、当該許可等を受けたことを証する書類**  
5と同じく、交付申請時に本書類を提出できないときは、補助金交付決定通知後、設置工事に着手する前に提出してください。

## 記載例

第3号様式（第9条関係）

申請の目的に応じて「変更」又は中止（廃止）」の文字に二重線を引いて消してください。

# 事業変更・~~中止（廃止）~~承認申請書

提出日を記載

令和〇年〇月〇日

山口県知事殿

【申請者】

住所地・名称

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇1丁目1番1号

〇〇自治会

代表者の役職・氏名

自治会長 山口 太郎

電話番号（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇

「代表者の役職・氏名」  
は自署

「補助金交付決定通知書」の右上に記載された日付と発出番号を記載してください。

令和〇年〇月〇日付け山口生企第〇〇〇号により交付決定を受けました山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金について、山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱第9条第3号の規定により、下記のとおり変更・~~中止（廃止）~~の承認を申請します。

記

申請の目的に応じて「変更」又は中止（廃止）」の文字に二重線を引いて消してください。

1 変更・中止（廃止）の内容

### 補助対象経費及び補助金交付額の変更

申請時：補助対象経費 313,100円

補助金交付額 234,000円

変更後：補助対象経費 200,000円（36.1%減額）

補助金交付額 150,000円

2 変更・中止（廃止）の理由

最低金額の提示業者に決定した結果、申請時の金額から、補助対象経費が20%以上の減額となったもの。



# 事業実績報告書

令和〇年〇月〇日

山口県知事 殿

補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該完了日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書に係る書類を添えて、提出してください。

「補助金交付決定通知書」の右上に記載された日付と発出番号を記載してください。

【申請者】

住所地・名称

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇1丁目1番1号

〇〇自治会

代表者の役職・氏名

自治会長 山口 太郎

電話番号（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇

「代表者の役職・氏名」は自署

令和〇年〇月〇日付け山口生企第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けました防犯カメラの設置について、補助事業が完了しましたので、山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

1	補助金交付決定額	金 234,000 円
2	実績額	金 313,100 円
3	今回請求額	金 234,000 円
4	事業着手年月日	令和 〇年 9月 5日
5	事業完了年月日	令和 〇年 9月 25日

補助対象となる防犯カメラの設置に要した費用（管理及び運営に係る費用を除く。）を記載してください。  
※領収書の金額と同一

「補助金交付決定通知書」により、通知を受けた日以後の日付で記載してください。

防犯カメラが正常に作動する状態に完成し、かつ、設置表示プレートなどにより周知され、防犯カメラに関する施工が終了した日付を記載してください。

## 6 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置に係る金額が支払われたことを証する書類（領収書等）の写し
- (2) 防犯カメラの設置場所の図面
- (3) カメラ設置後の現況写真（防犯カメラ、録画装置及び設置表示及びプレートの写真）
- (4) 撮影された画像写真
- (5) 防犯カメラの管理規程等の写し

記載例

別記第7号様式（第14条関係）

補助金交付請求書

「補助金額確定通知書」により、通知を受けた日以後の日付で記載してください。

令和〇年〇月〇日

山口県知事殿

「代表者の役職・氏名」は自署

【申請者】

住所地・名称

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇1丁目1番1号

〇〇自治会

代表者の役職・氏名

自治会長 山口 太郎

電話番号（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇

「補助金額確定通知書」の右上に記載された日付と発出番号を記載してください。

令和〇年〇月〇日付け山口生企第〇〇〇号により交付決定を受けました山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金について、山口県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

「補助金額確定通知書」に記載された金額を記載してください。

請求金額（補助金の確定額） 金 234,000 円

(振込口座)

金融機関	〇〇〇	銀行 信用金庫 組合 農協	〇〇〇	支店 (支所)
預金の種類 及び口座番号	① 普通預金 2 当座預金 3 別段預金	No. 123456		
口座名義人	フリガナ	〇〇ジカイ ジカイイヨウ ヤマガチ 知ウ		
	氏名	〇〇自治会 自治会長 山口 太郎		

※ 預金の種類は該当の番号を○で囲んでください。

通帳に記入された口座名義人を正確に記載してください。

【申請時の添付書類 1】

添付書類として必要な写真

防犯カメラの設置予定場所を遠目から  
撮影した写真

(全景写真)

防犯カメラ、レコーダー、表示板等の設  
置予定箇所を撮影した写真

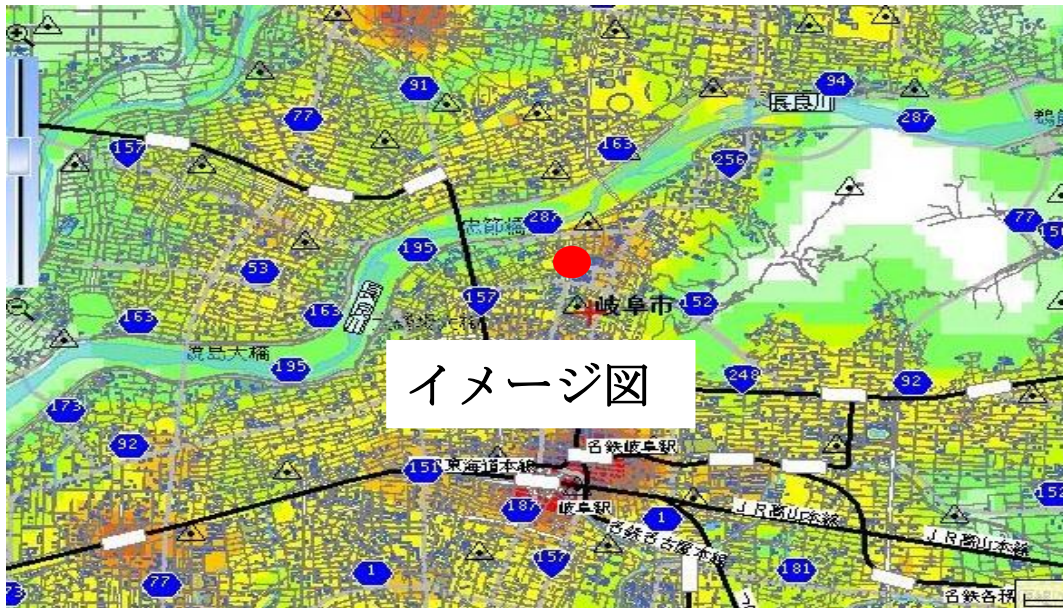
(詳細写真)

防犯カメラ撮影方向の写真

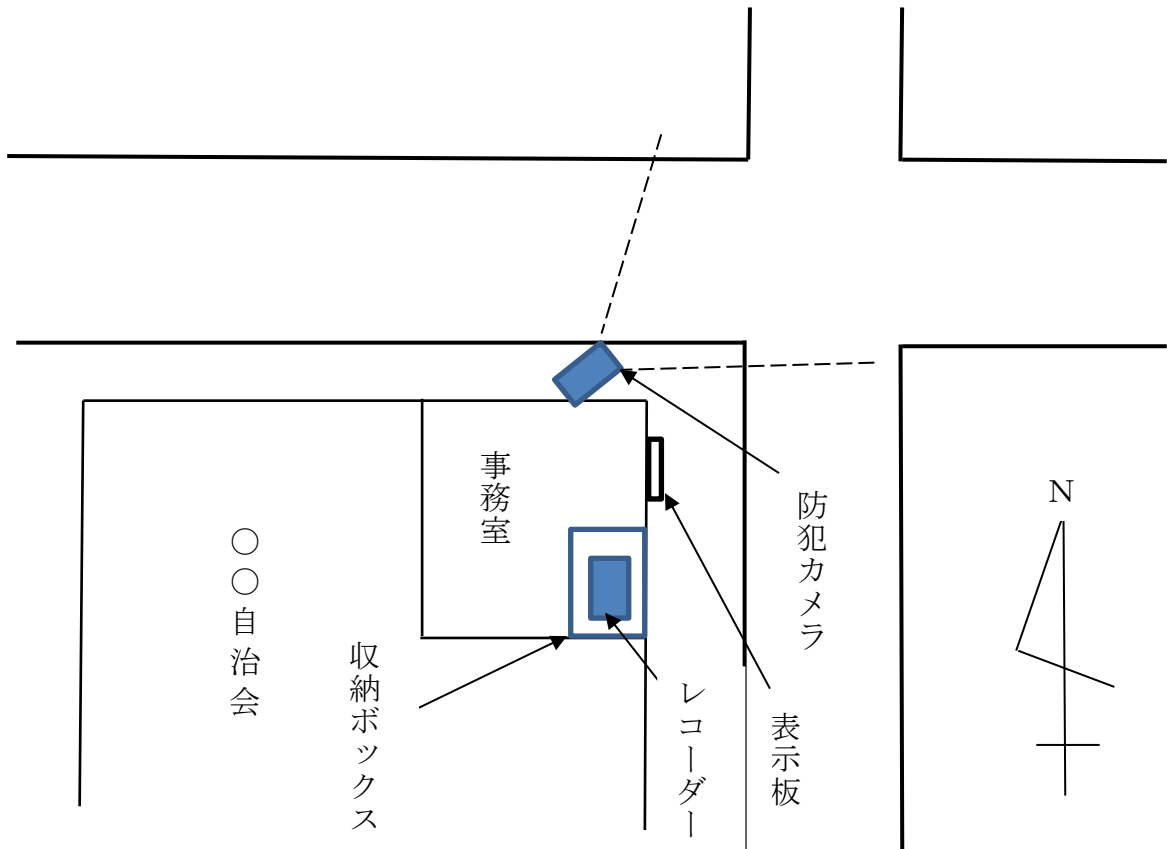
※ 最低でもこの内容の写真が必要になります。

【申請時の添付書類 2】

添付書類として必要な図面



※ カメラ設置場所の周囲がわかるような図面(住宅地図)を添付してください。



※ カメラの設置台数、設置場所、撮影方向、レコーダー・表示板の設置場所等を表示した図面(住宅地図)を添付してください。

【申請時の添付書類3】

事業計画書(参考例)

〇〇〇町内会

1 事業の目的

※ 補助金交付申請書の「事業目的」と同じ内容を記載

2 防犯カメラ等設置場所

- (1) 防犯カメラ設置場所  
〇〇市〇〇1丁目3番4号  
〇〇商店北側の壁面
- (2) レコーダー設置場所  
〇〇市〇〇1丁目3番4番  
〇〇商店内

3 防犯カメラ設置台数

〇台

4 設置設備

- (1) 防犯カメラ  
機器名：高画質防水型AHDカメラ  
型式：ABC-D01234  
画素数：〇〇万画素
- (2) 受信機  
機器名：ABC受信機  
型式：DFG-HJK1234
- (3) レコーダー  
機器名：ABCデジタルレコーダー  
型式：OPQ-123456

5 事業費

- (1) 総事業費 313,100円
- (2) 補助金申請額 234,000円

6 事業着手予定日

令和〇年10月10日

## 防犯カメラ設置・運用規程【参考例】

### 1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、△△（自治会等の団体名）が〇〇地内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定め、もってその適正な設置・運用を図るものとする。

### 2 設置目的

防犯カメラは、〇〇地内における犯罪抑止のために設置する。

### 3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くことができる。
- (4) 操作取扱者は、△△△△とする。（または「管理責任者が指定した者とする」）  
※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。

### 4 設置の場所等

- (1) 配置の場所及び設置台数  
別紙配置図のとおり、〇〇地内に〇台の防犯カメラを設置する。  
※ 配置図には、カメラの設置場所などを表示
- (2) 設置の表示  
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。  
表示板には、設置者名を記載する。

### 5 設置者等の責務

- (1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。
- (2) 設置者等は、撮影された画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいし、不当な目的のために使用してはならない。  
設置者等でなくなった後においても同様とする。

### 6 画像等の管理

- (1) 鍵の保管  
防犯カメラに付随するボックス等の鍵については、適切に管理する。
- (2) 保存期間  
保存期間は、〇〇とする。ただし、設置者又は管理責任者が特に必要があると判断する場合、保存期間を延長することができる。
- (3) 画像の不必要な複製等の禁止  
記録された画像の不必要な複写、複製や加工は行わない。
- (4) 画像の消去  
保存期限を経過した画像は、速やかに、かつ、確実に消去する。  
記録媒体を処分する場合は、管理責任者を含め複数人で、破碎などにより完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

## 7 画像の利用及び提供の制限

- (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用できず、画像から識別される本人の同意がある場合を除き、第三者に閲覧・提供してはならない。ただし、次の場合には閲覧・提供できる。
  - ① 法令に基づく場合
  - ② 県民の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
  - ③ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査のため閲覧・提供を求められた場合
- (2) 画像の閲覧・提供を行う場合は、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

## 8 苦情や問合せ等の対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せを受けたときは、迅速かつ誠実に対応する。

### 附則

この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。